

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱

（通 則）

第1条 福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、及び福島県補助金の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「令和3年福島県沖地震による災害」とは、災害救助法の適用を受けた令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号。）に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号。）に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要綱において「小規模企業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号。）第2条第5項に規定する者をいう。

4 次のいずれかに該当する者は、中小企業者及び小規模企業者以外の扱いとする。

一 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者及び小規模企業者。

二 交付申請時において、確定している（申告済み）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者及び小規模企業者。

5 この要綱において「特定被災事業者」とは、以下の全ての要件を満たす事業者を言う。

一 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

二 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であつて、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者。

ア 地震・津波等により、施設・設備に直接被害を受けた事業者。

イ 直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者。

ウ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開、又は県内の他地域に避難して事業を再開した事業者。

三 令和3年福島県沖地震による被災後の直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響が出る前年の決算期における同期の売上高と比較して、20%以上減少している事業者。

四 交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者。

五 令和3年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者。

6 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者から構成される集団をいう。なお、第3条の目的を遂行するにあたり、中小企業等グループの構成員に、中小企業者以

外の者が一部入ることを妨げない。

- 7 この要綱において「復興事業計画」とは、令和3年福島県沖地震による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、令和3年福島県沖地震による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和3年福島県沖地震による災害に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、中小企業等グループ補助金補助事業復興事業計画（令和3年福島県沖地震）認定要綱（令和3年3月22日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、令和3年福島県沖地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費（以下「経費」という。）とする。
- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、県内に施設及び設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における交付対象経費については、別表1のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の交付対象者及び交付対象者別の補助率は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書及び第2項の添付書類は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。
 - 一 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。）に規定する暴力団又は暴力団員等

二 県税に未納がある者

- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、中小企業等グループ又はその構成員に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、中小企業等グループが知事の認定を受けた復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設又は設備の復旧・整備であって令和3年福島県沖地震による災害以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。
- 5 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 中小企業等グループ又はその構成員は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第9条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項ただし書きに規定する軽微な変更とは、補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る）の10パーセント以内の減少の変更である場合及び事業計画の細部の変更である場合とする。
- 3 知事は、第1項の承認をする場合において必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が予定の期間内に完了することが出来ないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第4号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 中小企業等グループ又はその構成員は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、中小企業等グループ又はその構成員が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、中小企業等グループ又はその構成員が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、中小企業等グループ又はその構成員から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、中小企業等グループ又はその構成員に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 知事は、中小企業等グループ又はその構成員による債権譲渡後も、中小企業等グループ又はその構成員との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら中小企業等グループ又はその構成員と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて中小企業等グループ又はその構成員が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の請求があったときは、様式第5号により、速やかに遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が完了した日から15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月5日）のいずれか早い日までに、様式第6号による補助

事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業の実施期間内において会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を提出しなければならない。
- 4 中小企業等グループの構成員は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険・共済（補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む）による損害を補償するもの）への加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者については、この限りではない。
 - 一 中小企業者については、付保割合30%以上。
 - 二 中小企業者以外の事業者については、付保割合40%以上。
- 5 実績報告書には、前項で定める保険・共済への加入を証明する書類を添付しなければならないこと。

（補助金の額の確定等）

- 第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業等グループ又はその構成員に通知する。
- 2 知事は、中小企業等グループ又はその構成員に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第16条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に知事が必要であると認める場合には、概算払をすることができる。
- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し等）

- 第17条 知事は、第10条による承認をしたときは、第7条による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
- 2 知事は、中小企業等グループ又はその構成員が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 4 知事は、第2項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセ

ントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第18条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、第1項の証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定に準用する。

(財産の管理)

第20条 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第18条第1項ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。
- 3 中小企業等グループ又はその構成員は、前項に定める期間内に、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途の使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、様式第9号により知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、中小企業等グループ又はその構成員が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この改正された要綱は、令和3年6月16日から施行する。

別表 1

交付対象経費	内 訳
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又その構成員の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費

- 上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野開拓等の実施に係る取組（以下、「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、令和3年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- 災害保険・共済の対象である施設又は設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除する。

別表 2

交付対象経費	交付対象者	補助率	補助金額の上限
施設、設備、宿舍整備のための事業、商業機能復旧促進のための事業	中小企業者及び小規模企業者	補助対象経費の3/4以内	15億円
	中小企業者及び小規模企業者以外	補助対象経費の1/2以内	

- ・ 上記の交付対象者のうち、特定被災事業者の補助率については、5億円までは定額補助。(ただし、5億円を超える場合、5億円までは定額補助、補助対象経費から5億円を引いた分は、中小企業者及び小規模企業者は3/4以内、中小企業者及び小規模企業者以外は1/2以内。)

様式第 1 号

令和 年 月 日

福島県知事

(申請者)

住所

名称 (氏名)

代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金 (令和 3 年福島県沖地震) 交付申請書

令和 3 年福島県沖地震の被害により、福島県中小企業等グループ補助金 (令和 3 年福島県沖地震) 交付要綱第 6 条の規定による補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 金 円
(2) 補助金交付申請額 金 円 (千円未満切り捨て)

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙 1 「補助事業計画書」 のとおり)

3 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

4 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

様式第1号（別紙1）

補助事業計画書

1 申請者の概要

フリガナ		フリガナ		
申請者名	(法人番号)	代表者 職・氏名		
所在地	〒			
電話番号	() -	FAX 番号	() -	
電子メールアドレス	@	URL	http://	
連絡先 (上記申請者と異なる場合に記入してください)	フリガナ		〒	
	担当者 氏名		所在地	
	電話番号	() -	FAX 番号	() -
	電子メールアドレス	@	URL	http://
設立年月日	年 月	資本金	万円 従業員数 人	
現在の業種・業務内容・主要製品等				
事業者の略歴				

2 福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）の対象とする施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業の内容

(1) 施設 (単位：円)

施設の名称	所在地	復旧整備の内容	所要経費	補助対象経費
合計				

(2) 設備 (単位：円)

設備の名称	所在地	復旧整備の内容	所要経費	補助対象経費
合計				

(3) 商業機能の復旧促進のための事業

(単位：円)

事業の名称	実施場所	事業の内容	所要経費	補助対象経費
合計				

上記(1)～(3)の補助対象に対する保険金等請求の有無

保険加入の有無	あり / なし
“あり”の場合（金額：	円）（受領時期：令和 年 月頃） （該当するものに○を付し、“あり”の場合は金額と保険金等の受領時期を記載してください。）

注) 復興事業計画で認定された施設・設備等に限ること。

注) 所在地・実施場所には、設置・実施場所の住所を記載すること。

3 経費の配分

(単位:円)

区 分	所要経費 (A)	補助対象経費 (Aのうち、 補助対象外の 経費を除いた 額) (B)	保険金 等の控 除金額 (B)から 保険金受 領額を除 いた額) (C)	補助金所 要額 (C)の、 指定され た補助率 以内の額) (D)	消費税 及び地 方消費 税に係 る控除 税額 (E)	補助金申請 額 (D) - (E)	備考
施 設							
設 備							
商業機能の 復旧促進の ための事業							
計							

注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、申請時において金額が明らかでない場合は記載しなくても構いません。

注) 補助金申請額の計は、千円未満を切り捨てること。

4 資金調達内訳

区 分	予 算 額 (円)	調達先等 (金額の内訳)
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額		
計 (=所要経費の計)		

[添付資料]

- 施設・設備の復旧・整備に要する費用が確認できる書類
(見積書(2者以上)、工事委託契約書の写し等。補助対象外の経費と一括契約の場合は、区分(按分)の計算根拠も添付すること。)
- 被災状況が確認できる書面・写真等
(2の(1)(2)に記載の各施設・設備について被災状況がわかること。)
- 罹災証明書の写し(取得している場合のみ)

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変 更 前	変 更 後

(2) 補助事業完了予定期日

変更前 令和 年 月 日
変更後 令和 年 月 日

- (注) 1 復興事業計画書に準じて記入のこと。
2 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(3) 経費の配分

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）

（単位：円）

区 分	所要経費 (A)		補助対象経費 ((A)のうち、補助 対象外の経費を除 いた額) (B)		保険金等の控除 金額 ((B)から保険金 受領額を除いた 額) (C)		補助金所要額 ((C)の、指定さ れた補助率以内 の額) (D)		消費税及び地方 消費税に係る控 除税額 (E)		補助金申請額 (D) - (E)		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
施 設													
設 備													
商業機 能の復 旧促進 のため の事業													
計													

注) 補助金申請額の計は、千円未満を切り捨てること。

様式第3号

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱第10条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 補助事業者名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）に係る
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け福島県指令商第 号で交付決定通知があった上記の補助事業について、下記のとおり事故があったので、福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

2 同上の要した経費

事業費	円
うち補助金額	円

3 事故の内容及び原因

4 事故に係る金額

事業費	円
うち補助金額	円

5 事故に対する措置

令和 年度まで延長して実施し、完工することとしたい。

6 補助事業の遂行及び完了の予定

令和 年度まで継続実施する。完了予定は、令和 年 月を見込む。

（注）1 事故の理由を立証する書類を添付すること。

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）に係る
補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業の遂行状況を福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

（単位：円）

補助金交付決定		概算払年月日	概算払金額	事業遂行状況
通知年月日	通知額			

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
 名称（氏名）
 代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金（令和 3 年福島県沖地震）に係る
 補助事業の実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記の補助事業を完了（廃止）しましたので、福島県中小企業等グループ補助金（令和 3 年福島県沖地震）交付要綱第 1 4 条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1 施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業の内容

(1) 施設 (単位：円)

施設の名称	所在地	復旧整備の内容	所要経費	補助対象経費
合計				

(2) 設備 (単位：円)

設備の名称	所在地	復旧整備の内容	所要経費	補助対象経費
合計				

(3) 商業機能の復旧促進のための事業 (単位：円)

事業の名称	実施場所	事業の内容	所要経費	補助対象経費
合計				

上記(1)～(3)の補助対象に対する保険金等請求の有無

保険加入の有無 あり / なし “あり”の場合（金額： 円）（受領時期：令和 年 月頃） （該当するものに○を付し、“あり”の場合は金額と保険金等の受領時期を記載してください。）

2 補助事業完了年月日

令和 年 月 日

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	所要経費 (A)	補助対象経費 (A)のうち、 補助対象外の 経費を除いた 額) (B)	保険金 等の控 除金額 (B)から 保険金受 領額を除 いた額) (C)	補助金 所要額 (C)の、 指定され た補助率 以内の 額) (D)	消費税 及び地 方消費 税に係 る控除 税額 (E)	補助金申請 額 (D) - (E)	備考
施 設							
設 備							
商業機能の復 旧促進のため の事業							
計							

(注) 補助金申請額の計は、千円未満を切り捨てること。

4 資金調達内訳

区 分	予 算 額 (円)	調達先等 (金額の内訳)
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額		
計 (=所要経費の計)		

[添付資料]

- 施設・設備等の仕様 (位置図、配置図、平面図、事業実績等)、写真等
- 事業に要した費用が確認できる書類 (売買契約書、工事委託契約書、領収書等の写し等)
- その他知事が必要と認めるもの

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）に係る
精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助金について、福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱第16条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

	金	円
1 交付決定額		円
2 補助金確定額		円
3 概算払受領済額		円
4 今回請求額		円
5 残 額		円

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）に係る
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった上記補助金について、福島県中小企業等グループ補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱第16条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

	金	円
1 交付決定額		円
2 概算払受領済額		円
3 今回請求額		円
4 残 額		円

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

福島県中小企業等グループ補助金（令和 3 年福島県沖地震）交付要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金額の 10 パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

令和 年 月 日

福島県知事

所在地
名称（氏名）
代表者職氏名

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（令和3年福島県沖地震）
に係る取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった上記補助事業により取得した財産等を下記のとおり処分したいので、福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（令和3年福島県沖地震）交付要綱第21条第3項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 取得資産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由